

# 船舶事故調査報告書

平成23年8月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲也

委員 石川 敏行

事故種類	衝突
発生日時	平成22年5月5日（水、祝日） 16時25分ごろ
発生場所	和歌山県和歌山市地ノ島 <sup>ぢのしま</sup> 西方沖 和歌山市所在の友ヶ島 <sup>ともがしま</sup> 灯台から真方位058° 2,850m付近 （概位 北緯34° 17.7′ 東経135° 01.6′）
事故調査の経過	平成22年8月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A モーターボート 富士丸 <sup>ふじ</sup> 、5トン未満 252-7406和歌山、個人所有 7.94m (Lr) × 2.10m × 0.65m、FRP ガソリン機関、150.78kW、昭和53年12月 B ゴムボート（船名なし）、総トン数なし（船体重量43kg） 船舶登録等なし、個人所有 3.33m × 1.65m × 0.43m、ゴム ガソリン機関、1.5kW未満、不詳
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 60歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和58年4月27日 免許証交付日 平成19年9月26日 （平成24年9月28日まで有効） B 操縦者B 男性 39歳 操縦免許なし 船舶所有者B 男性 31歳
死傷者等	なし
損傷	A 船首下部擦過傷 B 船外機損壊
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、友人1人を乗せ、地ノ島西方沖600m付近の釣り場において、南西に船首を向け、漂流して釣りを行っていた。 船長Aは、A船を元の釣り場に戻そうとして左旋回で移動することとし、周囲を見て他船がいなかったため、操縦場所で椅子に座り、前方を向いた姿勢で主機のクラッチを入れ、A船は動き出した。 A船は、動き出して約4秒後、速力が約3ノットとなって航行中、平成22年5月5日16時25分ごろ友ヶ島灯台から真方位058° 2,850m付近において、A船の船首とB船の船尾右舷側とが衝突した。 B船は、操縦者Bと船舶所有者Bが乗船して衝突場所付近で漂流し、船首

	<p>を南西に向けて釣りを行っていたところ、船舶所有者Bが、接近してくるA船に気づき、危ないぞと大声で叫んだが、その直後にA船の船首とB船の船尾右舷側とが衝突した。</p> <p>船長A及び操縦者Bは、それぞれ、海上保安庁に通報した。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 薄曇り、風向 南西、風力 4、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の末期、潮流 南西～南に流れる微弱な潮流</p>								
その他の事項	<p>船長Aは、幅約25cm、奥行き約30cm及び座面までの高さが約30cmの椅子を持ち込んで操縦場所の右舷寄りに置いていた。ふだんは立って操船し、釣りをするときは椅子に座っていた。本事故当時は、椅子に座った姿勢で主機のクラッチを前進に入れた。</p> <p>同乗者Aは、本事故当時、船長Aの左隣に座って釣り道具の整理をしていた。</p> <p>B船は、艇体の長さが3m未満、エンジン出力1.5kW未満であり、操縦免許及び船舶検査が不要であった。</p> <p>船舶所有者Bは、B船の中央部左舷寄りに後方を向き、座って釣りをを行い、操縦者Bは、B船の船尾付近に前方を向き、座って釣りを行っていた。</p>								
分析	<table border="0"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>A あり、B なし</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>A なし、B なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>A船は、地ノ島西方沖において漂流中、船長Aが、漂流をやめて元の釣り場に移動する際、周囲を見て他船はいないと思い込み、適切な見張りを行わなかったことから、B船に気付かず、同船に向けて発進し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、地ノ島西方沖において釣りを行って漂流中、船舶所有者Bが、B船に向かって接近してくるA船に気付いて大声で叫び、操縦者BもA船に気付いたが、その直後にA船と衝突したものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	A あり、B なし	船体・機関等の関与	A なし、B なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>A船は、地ノ島西方沖において漂流中、船長Aが、漂流をやめて元の釣り場に移動する際、周囲を見て他船はいないと思い込み、適切な見張りを行わなかったことから、B船に気付かず、同船に向けて発進し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、地ノ島西方沖において釣りを行って漂流中、船舶所有者Bが、B船に向かって接近してくるA船に気付いて大声で叫び、操縦者BもA船に気付いたが、その直後にA船と衝突したものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	A あり、B なし								
船体・機関等の関与	A なし、B なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>A船は、地ノ島西方沖において漂流中、船長Aが、漂流をやめて元の釣り場に移動する際、周囲を見て他船はいないと思い込み、適切な見張りを行わなかったことから、B船に気付かず、同船に向けて発進し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、地ノ島西方沖において釣りを行って漂流中、船舶所有者Bが、B船に向かって接近してくるA船に気付いて大声で叫び、操縦者BもA船に気付いたが、その直後にA船と衝突したものと考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、地ノ島西方沖において、A船及びB船が漂流中、船長Aが、漂流をやめて元の釣り場に移動する際、適切な見張りを行わなかったため、B船に気付かず、B船に向けて発進し、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>								